

令和8年度（令和7年分）給与支払報告書の提出について（お願い）

三股町 税務財政課

町・県民税につきましては、日頃から特段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

令和8年度（令和7年分）給与支払報告書の作成・提出につきましては、以下の内容に御注意いただいて、

令和8年2月2日（月）までに御提出くださいますようお願いします。

また、地方税ポータルシステム「eLTAX（エルタックス）」により給与支払報告書が提出できます。その場合は書面の提出は必要ありません。

- 対象者 **令和8年1月1日現在、三股町に居住している方**（令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間に支払われたすべての給与等について給与支払報告書を提出してください。）
パート・アルバイト・退職者等の方の分も対象となります。

- 提出書類 **① 給与支払報告書（総括表）**
三股町作成の総括表は事業所毎に指定番号等を付しておりますので、必ず提出してください。
なお、事業所作成の総括表を提出される際は、三股町作成の総括表を必ず添付してください。
② 給与支払報告書（個人別明細書）・・・ 1人につき1枚（2枚提出する必要はありません。）
③ 普通徴収切替理由書（兼仕切書）
法令に基づき、受給者はすべて特別徴収となります。特別徴収できない受給者（退職者等）がいる場合に限り、普通徴収となります。該当する方がいる場合、普通徴収切替理由書（兼仕切書）を必ず提出してください。提出のない場合は、特別徴収となりますので御注意ください。

※ 注意事項

- ・ 対象者がいない場合は、給与支払報告書（総括表）の「報告人員」欄を「0」として提出してください。
- ・ 給与支払報告書の提出を税理士等に依頼している場合は、書類一式を依頼先に渡していただくようお願いします。
- ・ 給与支払報告書（個人別明細書）を提出した受給者が退職・転職等された場合は、**令和8年4月15日（水）**までに「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を必ず提出してください。
- ・ 給与支払報告書（個人別明細書）の詳しい書き方については、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」（国税庁発行）を御参照ください。

● 確認事項

チェック項目	チェック欄
1 令和8年1月1日現在の住所を記入していますか？（居住地は三股町ですか？）	
2 平成22年1月2日以後に生まれた方を「16歳未満の扶養親族」欄に記載していますか？	
3 平成15年1月2日～平成19年1月1日までに生まれた方を「特定」欄に記載していますか？	
4 昭和31年1月1日以前に生まれた方を「老人」として処理していますか？	
5 控除額の内訳と合計額が一致していますか？	
6 摘要欄に前職の内容を記載していますか？	
7 支払金額に前職分を含んでいる場合、摘要欄に前職の事業所名と支払金額等を記載していますか？	
8 中途就職者または退職者については、就職日・退職日を記入していますか？	
9 住宅借入金等控除特別控除を受ける場合、居住開始年月日等必要事項を記載していますか？	
10 パート・アルバイト・退職者等の方の分も作成していますか？	
11 受給者や被扶養者のマイナンバー（個人番号12桁）を記入していますか？	

- 提出先 〒889-1995 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1

三股町 税務財政課 住民税係

（TEL）0986-52-9638（直通）

裏面もご確認ください

個人住民税特別徴収税額通知の電子化について

令和6年度から特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)と(納税義務者用)の受け取り方法が変わりました。
eLTAXで給与支払報告書を提出する際に、特別徴収税額通知の受け取り方法を設定してください。

●特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の受け取り方法

従来は「紙(正本)」と「電子データ(副本)」両方での受け取りが可能でしたが、「紙(正本)」または「電子データ(正本)」どちらか一方での受け取りになりました。

●特別徴収税額通知(納税義務者用)の受け取り方法

従来は「紙(正本)」のみでの受け取りでしたが、「紙(正本)」または「電子データ(正本)」どちらかを選択するようになりました。

なお、令和6年度から、通知書の受け取り方法として書面を選択した場合の電子データの副本送付は廃止されました。

詳細は三股町ホームページ <https://www.town.mimata.lg.jp> をご参照ください。

【掲載場所】 ホーム > くらし・手続き > 税 >

所得税・住民税 > 令和6年度(令和5年分)個人住民税特別徴収税額通知の電子化について

(更新日:2023/11/23)

提出・お問い合わせ先

〒889-1995

みやざきけんきたもろかたぐんみまたちょう
宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1

みまたちょう
三股町 税務財政課 住民税係

電話:0986-52-9638(直通)

令和8年度分個人町民税・県民税について適用される主な改正事項

●基礎控除に関する事項

次の通り、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額(注3))	基礎控除額		
	改正後 ^(注1)		改正前
	令和7・8年分	令和9年分以降	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円 ^(注2)		48万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円 ^(注2)		
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円 ^(注2)		
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)	63万円 ^(注2)		
655万超 2,350万円以下 (850万超 2,545万円以下)	58万円 ^(注2)		

(注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

(注) 2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

(注) 3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合は、表の金額とは異なります。

(注) 4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

●給与所得控除に関する事項

給与所得控除について、55万円の最低保証額が65万円に引き上げされました。

【給与所得額控除(改正された範囲)】

給与の収入金額	給与所得控除	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額×40% - 10万円
180万超 190万円以下		その収入金額×30% + 8万円

(注)給与の収入金額190万超の場合の給与所得控除に改正はありません。

●特定親族特別控除の創設

居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族一人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて次の金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

【特定親族】

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受けれる人及び白色事業専従者を除きます。)で合計所得金額が58万円超123万円以下^(注)の人をいいます。

なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

(注)収入が給与だけの場合には、その年中の収入金額が123万超188万円以下であれば、合計所得金額が58万円超123万円以下となります。

なお、下記の「参考」とおり、親族の合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりませんが、扶養控除の対象となります(年齢19歳以上23歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除額は63万円です。)。

なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払い者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

裏面もご確認ください

【特定親族特別控除額】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額(注))	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万超 105万円以下 (165万超 170万円以下)	31万円
105万超 110万円以下 (170万超 175万円以下)	21万円
110万超 115万円以下 (175万超 180万円以下)	11万円
115万超 120万円以下 (180万超 185万円以下)	6万円
120万超 123万円以下 (185万超 188万円以下)	3万円

(注)特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

●扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除の改正に伴い、次の表のとおり扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。また、給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保証額が65万円(改正前:55万円)に引き上げられました。

【所得要件】

扶養親族の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族	58万円以下	48万円以下
同一生計配偶者	(123万円以下)	(103万円以下)
ひとり親の生計を一にする子		
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (150万円以下)

(注) 1 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額)の要件をいいます。

(注) 2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

●日本国外に居住する親族に係る扶養控除の見直し

30歳以上70歳未満の日本国外に居住している親族については、生計を一にする親族で前年中の合計所得の金額が58万円以下(改正前48万円以下)の者のうち、次のア～ウのいずれかに当てはまる場合のみ扶養控除の適用を受けることができることとなりました。

- ア 留学により日本国内に住所及び居所を有しなくなった者
- イ 障害者
- ウ その納税義務者から前年中に生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者

※上記アまたはウに該当する者については、給与等の年末調整の際に、該当することを証明する書類を添付または提示する必要があります。

詳細は、国税庁作成による「令和7年分年末調整のしかた」等や国税庁のホームページをご参照ください。